

2026年6月5日

金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和8年金融機能強化法等改正に係る内閣府令案に対する意見

2026年5月22日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

意見提出の背景・趣旨

- 今般の令和8年金融機能強化法等改正に係る政令・内閣府令案等（以下「本改正案等」という。）は、2026年4月24日に成立した「金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴い関係政令・内閣府令等の規定の整備をするものであり、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書（2025年12月18日）と「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日）を踏まえたものと理解している。
- 今般の改正内容は、以下「1.」～「2.」等とされており、当協会の会員には、資本参加制度および資金交付制度の対象となり得る先が含まれている。
 1. 資本参加制度：協同組織金融機関における独立性が高い員外監事等の選任関係
 2. 資金交付制度：合併・経営統合等関係、システム共同化関係（資金交付の対象経費として、共同システムの整備に要する費用等のほか、「既存のシステム契約の解約により生じる違約金」を規定）
- このため、本改正案等のうち、内閣府令案の内容に関して、趣旨の明確化が必要な事項について確認するため、以下の意見等を提出する。

No.	該当箇所	意見等
1	金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第115条の5 第115条の6 第115条の12	<p>改正金融機能強化法における資金交付制度の期限延長・拡充においては、中小の地域金融機関等によるシステム共同化を支援する枠組みとして、「共同化措置実施計画の認定等」（改正法第四章の四第二節。以下「共同化」という。）が設けられている。</p> <p>今般の内閣府令の改正案では、共同化の対象となる「共同システム」の定義が第115条の5、当該共同システムの設計または開発（共同化措置）の定義が第115条の6、共同化措置の実施に要する経費の定義が第115条の12に定められている。</p> <p>共同化は、金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」報告書（2025年12月18日）を踏まえ策定された「地域金融力強化プラン」（2025年12月19日）において、「中小の地域金融機関について、地域経済の活性化に向けた取組を行うことを前提に、業務の効率化に資する勘定系システムの共同化に関する資金交付の枠組みを整備する」とされたことを受けて導入され、「勘定系システムの共同化」が念頭に置かれているものと理解している。</p> <p>以上を踏まえると、中小の地域金融機関等が、「勘定系システムの共同化」等の「共同化措置実施計画の認定等」の対象となる共同化の一環として、資金交付制度の直接的な対象とはならない共同システム（例、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが構築を検討している「新たな決済システム」※等）への接続・移行を行う場合には、これに係るシステム改修費用等は、内閣府令改正案第115条の12に定める経費に該当し得るとの理解でよいか。</p> <p>※ 同システムは、振込決済の高度化や、金融犯罪対策の強化等を通じて、金融機関における業務の合理化、収益性の向上、地域経済の活性化等にも一定程度資することが期待される。</p>